

IV. SDGs（エス・ディー・ジーズ）の取組との関係

1. 持続可能な開発目標（SDGs）とは

SDGsは、2015（H27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（R12）年に向けた国際目標です。先進国・途上国全ての国に適用され、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を図る指標で構成されています。日本でも、2016（H28）年に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が内閣に設置され、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されています。

また、国は、自治体においてSDGsを活用することで、客観的な自己分析による特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策推進の全体最適化が実現するとしています。

行政、民間、市民など、全てのステークホルダー¹¹において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携推進、パートナーシップの深化が実現するとしており、SDGsの達成に向けた取組を通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、地方創生の課題解決を促進するものであるとしています。

＜SDGsの特徴＞

普 遍 性	先進国を含め、全ての国が行動
包 摂 性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参 画 型	全てのステークホルダーが役割を
統 合 性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透 明 性	定期的にフォローアップ

※出典「持続可能な開発目標（SDGs）について」（外務省）

＜SDGsの17の目標＞

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



11 ステークホルダー：企業の経営活動に関わる利害関係者のこと

■ SDGsの17の目標と自治体の関係

SDGs 17のゴール	自治体の役割
 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>【貧困】 あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	(1) 貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	(2) 飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生活の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>【保健】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	(3) すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>【教育】 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	(4) 質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるために、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	(5) ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>【水・衛生】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	(6) 安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大変な責務です。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>【エネルギー】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	(7) エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	(8) 働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関わることができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 <p>9 業界と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>【インフラ、産業化、イノベーション】 強勢(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	(9) 産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

SDGs 17 のゴール	自治体の役割
10 人や国の不平等をなくそう 	【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 (10 人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 (11 住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。 (12 つくる責任 つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などをを行うことでこの流れを加速させることができます。
13 気候変動に具体的な対策を 	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 (13 気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行なうことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 (14 海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけではなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 (15 陸の豊かさも守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資源を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。 (16 平和と公正を全ての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 (17 パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を深くすることは極めて重要です。

※出典：「私たちのまちにおける SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」（一般財団法人建設環境・省エネルギー機構）

2. 総合戦略と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

前述のように、全世界でSDGsの取組が進められる中、春日市においてもSDGs達成に向けた役割を果たしていくために、第2期総合戦略の指針や事業において、次のようにSDGsのターゲットと関連づけ、SDGsの達成に向けた取組を推進することとします。

基本目標1 若い世代の結婚から子育てまでの希望がかなうまちづくり

指針	事業No.	事業名称	1 人間	2 食べる	3 環境	4 知識
1. 子育て支援施策の充実	1	待機児童の解消	●			
	2	就寝児童クラブの安心児童数の確保	●			
	3	児童センターにおける子育て支援事業	●			●
	4	子ども医療費の助成	●		●	
	5	発達支援の充実			●	●
2. 妊娠・出産支援	6	子育て世代包括支援センター（子ども・子育て相談センター）事業	●		●	●
	7	産前・産後サポート事業			●	
	8	特定不妊治療等の助成			●	
3. 働き方改革と家族・家庭の役割等に関する普及啓発	9	ワーク・ライフ・バランスの推進				

基本目標2 九州で最も住みやすい魅力あるまちづくり

指針	事業No.	事業名称	1 人間	2 食べる	3 環境	4 知識
1. 商工業の振興	10	創業支援事業の推進 (創業インキュベートタウン事業)				
2. 交通機能など 都市機能の充実	11	都市計画道路の整備				
	12	西鉄春日京町駅周辺の環境整備				
	13	交通ネットワークの確保				
3. 学校教育の充実	14	きめ細やかな指導・体制の確立				●
	15	地域コーディネーター設置校の拡充				●
	16	学校施設の整備				●
4. 安全・安心な まちづくり	17	地域防犯活動の強化				
	18	避難防災体制の整備				
5. 生活環境の保全	19	空き地・空き家の対策				
6. まちの魅力PR	20	シティプロモーション事業				
7. 地域人材の育成、 U・I・Jターンの促進	21	高校生のまちづくり活動への支援				

基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり

指針	事業No.	事業名称	1 人間	2 食べる	3 環境	4 知識
1. 市民主体のまち づくりの推進	22	自治会活動の充実・自治会加入の促進				
	23	地域活動の拠点整備				
2. 持続可能な社会保障 制度の実現	24	介護予防の推進（介護予防推進事業）			●	
	25	健康づくり活動の推進（特定健診・特定保健指導の推進事業）			●	
3. 都市の再構築	26	フアシリティマネジメントの推進 (公共施設等総合管理計画の推進)				
4. 行財政改革の推進	27	財政の健全化の維持（市債残高縮減と計画的基金積立）				
	28	圏域・広域行政の推進				

事業No.	5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 	12 	13 	14 	15 	16 	17 	
1								●						
2							●							
3								●						
4														
5														
6	●													
7														
8														
9	●			●	●				●					

事業No.	5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 	12 	13 	14 	15 	16 	17 	
10				●	●									●
11					●		●							
12					●		●						●	
13					●		●							
14						●								
15						●								
16			●					●						
17							●					●		
18							●					●		
19							●	●				●		
20				●	●			●						
21				●	●			●						

事業No.	5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 	12 	13 	14 	15 	16 	17 	
22	●					●						●	●	
23			●					●						
24														
25														
26			●		●			●						
27								●				●	●	
28												●	●	